

「若狭ふぐの宿」認証要領

第1 目的

福井県内においてふぐ料理を提供する宿泊施設について、第3に定める認証の要件に適合する宿泊施設を「若狭ふぐの宿」として認証することにより、若狭ふぐのPRを強化するとともに、宿への誘客を促進し、若狭ふぐの高付加価値化と消費拡大を図ることを目的とする。

第2 若狭ふぐとは

若狭ふぐとは、福井県漁業協同組合連合会が登録を受けた地域団体商標「若狭ふぐ」の表示が可能なものをいう。

第3 認証の要件

認証の対象となる宿泊施設は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 消費者に対し、ふぐ料理を提供している福井県内の宿泊施設。
- (2) 別記1 認証基準のいずれかに該当する宿泊施設。

第4 認証委員会

この要領に基づく認証基準の策定、認証申請の審査、その他認証に関し特に必要と認める事項について調査・審議するため、「若狭ふぐの宿」認証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の組織および運営に関し必要な事項は、「若狭ふぐの宿」認証委員会設置要領に定める。

第5 認証の申請

「若狭ふぐの宿」の認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 「若狭ふぐの宿」認証申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）
 - (2) 申請者が若狭ふぐを購入して使用する場合は、若狭ふぐ販売証明書（様式第2号）
 - (3) 申請者が若狭ふぐを自ら生産して使用する場合は、「養殖魚一斉相互尾数調査」時の在庫数量証明書（様式第3号）
- 2 申請書の受付締切りは、年度ごとに別途定めるものとする。

第6 認証の決定

知事は、第5の規定による申請があった場合において、委員会に諮り、認

証の要件に適合すると認められたときは、認証を決定し、認証登録証（様式第4号）を交付するものとする。

- 2 知事は、認証の決定に際し、申請書の記載内容に疑義があると判断した場合には、必要な調査を行うことができるものとする。
- 3 知事は認証しない決定をしたときは、申請者に対しその旨を通知するものとする。

第7 認証証

知事は、認証者に認証証を交付することができる。

- 2 交付を受けた者は、認証証を施設の見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 3 認証証に関し必要な事項は、別に定める。

第8 PR用統一資材および地域団体商標「若狭ふぐ」ロゴマークの使用

知事は、認証者にPR用統一資材を交付することができる。

- 2 交付を受けた者は、PR用統一資材を施設の見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 3 交付を受けた者が地域団体商標「若狭ふぐ」ロゴマークを宣伝・広告に使用する場合には、「若狭ふぐ」ロゴマーク使用承諾申請書（様式第11号）を知事に申請し、承認を得なければならない。ただし、若狭ふぐの生産者においてはこの限りではない。

第9 認証の有効期間

認証の有効期間（以下「認証期間」という。）は、認証した日から3年間とする。

- 2 認証期間は、更新により延長することができるものとする。

第10 認証の更新

認証者が、認証期間終了後引き続き認証を受けようとする場合は、認証期間が満了する日の前の8月末日までに、「若狭ふぐの宿」認証更新申請書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

- 2 前項の規定により更新される認証期間は、更新された日から起算して3年間とする。

第11 変更届出

認証者は、次の各号に該当するときは、速やかに「若狭ふぐの宿」登録事項

変更届出書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（1）次の事項に変更があった場合

- ①若狭ふぐの購入先または入手方法
- ②認証者の住所、氏名、電話番号
- ③認証店の名称、所在地、電話番号

（2）施設の新設または廃止があった場合

第12 認証者の責務

認証者は、認証登録証の使用にあたっては、この要領の定めるところにより、誠実にこれを遵守しなければならない。

- 2 認証者は、認証登録証の使用により問題が生じた場合は、その責任においてこれを解決するものとする。
- 3 認証者は、若狭ふぐの普及、消費拡大に努めるものとする。
- 4 認証者は、認証の要件に適合しなくなったときまたは営業を廃止したときは、速やかに「若狭ふぐの宿」認証店廃止届出書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

第13 辞退

認証者が、認証を辞退しようとするときは、「若狭ふぐの宿」認証辞退届出書（様式第8号）を知事に提出するものとする。

第14 実績報告

認証者は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間の若狭ふぐの使用実績をとりまとめの上、5月末日までに若狭ふぐ使用実績報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、若狭ふぐの販売者へ若狭ふぐ販売実績報告書（様式第10号）の提出を求めるものとする。

第15 認証の取消し

知事は、認証者が次のいずれかに該当するときは認証を取り消すものとする。

- （1）不正な手段により認証申請を行い、認証を受けたと認められるとき。
- （2）申請内容に事実と異なる偽りが認められるとき。
- （3）認証登録証または認証証およびPR用統一資材、地域団体商標「若狭ふぐ」ロゴマークを不正に使用したと認められるとき。
- （4）認証の要件に適合しなくなったと認められるとき。
- （5）第12第4項に規定する届出書の提出があったとき。

- (6) 第13に規定する届出書の提出があったとき。
 - (7) その他知事が認証の取消しが適当と認めたとき。
- 2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、認証者に過失がないと認められる場合を除いて、3年以内の範囲で認証を行わないものとする。

第16 認証取消しに伴う責務

若狭ふぐの生産者および第5第1項第2号の若狭ふぐ販売証明書の証明者（以下「生産者等」という。）は、自らの過失が原因で認証者が第16第15第1項の規定により認証を取り消され、認証者に損害が生じた場合または消費者等との間で問題が発生した場合は、その責を負うものとする。

第17 点検指導

知事は、この制度を適正に運用するため必要な調査・確認を行うとともに、必要と認められる場合は認証者および生産者等に対し改善を求めるものとする。

- 2 調査は、次に掲げる方法により実施するものとする。
- (1) 認証者および生産者等への立入調査
 - (2) 認証店における若狭ふぐ使用量、ふぐ料理の利用者数および生産者等の若狭ふぐの販売、生産数量等に関する書類調査

第18 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成20年9月30日から施行する。

附則

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年3月13日から施行する。

附則

この要領は、平成25年8月7日から施行する。

別記 1

「若狭ふぐの宿」認証基準

区分	使用割合	使用期間	要 件
1	100%	4月～翌年3月	認証の申請または認証の更新申請の日の属する月の前年度の4月～3月の間に提供したふぐ料理（副材料としてふぐを使用する料理を除く）のふぐ原料として、若狭ふぐを左欄に示す割合で使用した実績があり、今後も使用する意思があると認められる宿泊施設。
2	25%以上 100%未満		